

始良市農業委員会総会議事録（令和3年10月）

1. 開催日時 令和3年10月29日（金） 午後1時30分～午後3時50分まで
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（18人）

1 番	小長野 誠	11 番	堂前 澄男
2 番	坂元 廣幸	12 番	西 泰行
3 番	本村 正一	13 番	川島 兼次
4 番	福森 徳昭	14 番	内飩 達也
5 番	牧野田 隆平	15 番	平 富士夫
6 番	杉尾 敏憲	16 番	岩元 律子
7 番	市蘭 由美子	17 番	松元 信道
8 番	白尾 親昭	18 番	夏田 恒
9 番	今村 逸子	19 番	米迫 慎二
10 番	野元 幸雄		

欠席委員 4 番農業委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（4人）

1 番	内村 幸雄	7 番	松永 政文
2 番	宇都 和義	8 番	松元 健一
3 番	扇蘭 弘行	9 番	池端 隆志
4 番	柚木 利雄	10 番	新屋敷 幸一
5 番	大重 孝司	11 番	中村 政芳
6 番	上福元 克己	12 番	柳迫 勝美

欠席委員 1 番推進委員、3 番推進委員、4 番推進委員、
5 番推進委員、7 番推進委員、8 番推進委員、
9 番推進委員、10 番推進委員、

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農業経営基盤の強化の促進に関する始良市基本構想の見直しについて
4. 議案第 2 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
5. 議案第 3 号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定について
6. 議案第 4 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について

- | | | | |
|-----|-----|-----|-----------------------------------|
| 7. | 議案第 | 5 号 | 買受適格証明願（農地法第3条の規定による）について |
| 8. | 議案第 | 6 号 | 農地転用事業計画変更申請について |
| 9. | 議案第 | 7 号 | 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について |
| 10. | 概案第 | 8 号 | 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について |
| 11. | 議案第 | 9 号 | 農地の利用目的変更願について |
| 12. | 議案第 | 10号 | 非農地証明願について |
| 13. | 議案第 | 11号 | 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）について |
| 14. | 議案第 | 12号 | 農地あっせん申出（借受 希望）について |
| 15. | 議案第 | 13号 | 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について |
| 16. | | | 農地あっせんの経過報告 |
| 17. | | | 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告 |
| 18. | | | その他 |

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
農地係長
農地係主査
農地係主事
振興係長
振興係主任主査

		始良市農業委員会総会議事録（令和３年１０月） （大会議室に農業委員着席）	
事務局長		姿勢を正してください。	
		一同礼。	
		〔１．総会の通告〕	
議 長		ただいまから、令和３年度 第７回 始良市農業委員会総会を開会いたします。	
		ただいまの出席農業委員は <u>１９名中、１８名</u> で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。	
		なお、本日は、４番農業委員が欠席であります。	
		会務報告	
議 長		それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。	
	事務局	資料により説明。	
		議事録署名委員の指名	
議 長		議事日程に入ります。	
		それでは、日程第１、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第１７条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。	
	委 員	『異議なし』	
議 長		それでは、５番農業委員、６番農業委員にお願いいたします。	
		会議書記の指名	
議 長		つぎに、日程第２、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇振興係長と〇〇農地係長を指名いたします。	
		これからの議案の審議では、農業委員会法第３１条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただき	

構想が県の基本方針に即しているということもありますので、現在の県の基本方針が示している所得目標430万円に89%を掛けて380万円ということになりました。変更しなかった新規就農者の所得目標と労働時間については記載しているとおりでございます。なお、別に渡してあります新旧対照表では、4ページ目の下の部分になりますので、ご確認ください。

次に、今ご説明いたしました、設定した所得目標を達成するためのモデルとなる経営指標の見直しについて、ご説明いたします。資料2ページ目をご覧ください。見直しのポイントとして、表の下に記載しておりますが、まず①水稻＋麦類作の追加をいたしました。なぜ追加したかといいますと、毎年農業再生協議会にて作成している「水田収益力強化ビジョン」におきまして、水田裏での麦類作を推進作物として位置づけており、現状少しずつではありますが裸麦をメインに徐々に普及しつつあります。始良市としましても今後、経営所得安定対策事業の産地交付金の単価を上げるなど、県内有数の麦産地となれるよう推奨していく計画であるため今回モデル類型として追加させていただきました。次に②新規就農者における工芸作物（茶専門）の削除でございます。始良・伊佐地域振興局と協議させていただき、ここ十数年、新規就農者における茶専門の新規参入実績がなく、またほかの工芸作物を含めても、技術面や土地環境などの観点から個人での新規就農者としての新規参入の見込みがないことから削除といたしました。ただし、企業としての参入はあり得ることであり、企業の新規参入は認定農業者としての扱いとなるため、認定農業者の営農類型としては残してあります。従いまして、上の表を見ていただければと思いますが、①水稻＋麦類作の追加と②新規就農者の工芸作物の削除により、認定農業者の営農類型が14類型から15類型、新規就農者においては類型の数としては変わらず14類型となりました。最後に、この指標は経営規模（いわゆる経営面積）と生産方式についても記載があり、その部分については、始良・伊佐地域振興局に協力をもらい見直ししていただきました。現在の市場単価等を考慮して見直しされております。修正箇所につきましては、別に配布しております新旧対照表の7ページから17ページをご覧くださいと思います。

次に、農用地の利用集積に関する目標の見直しについてですが、資料3ページに記載しておりますが、目標年度を県の基本方針と同じ令和12年度として、面積シェアの目標を現行と同じ65%と設定しました。新旧対照表では、18ページになります。この農用地利用集積とは、いわゆる担い手といわれる方々が農用地をどれだけ利用しているかということで、少しずつ増えてはおりますが、現状で50%程度であり、未だ目標数値に達していないことから引き続き現行の目標を設定するということにいたしました。

最後に4つ目の農地利用集積円滑化事業の廃止に伴う項目の削除がありますが、こちらにつきましては、円滑化事業が統合、廃止されたため、事業に関して記載していた項目を全て削除しております。新旧対照表の3ページ目を見ていただければと思いますが、真ん中あたりに記載して

議 長	いる第6の項目が丸々削除され、7つあった項目が第1から第6までの項目となりました。 以上が見直しの大きなポイントとなりますが、その他語句の修正など細かい見直しにつきましては、新旧対照表にてご確認いただければと思います。 なお、今後のスケジュールとしましては、このあと県への協議及び同意をもらいまして、今年度中に、変更の公告をする予定でございます。 以上で、農業経営基盤の強化の促進に関する始良市基本構想の見直しについて、説明を終わります。 担当課からの説明が終わりました。 ただいまの説明について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第1号 農業経営基盤の強化の促進に関する始良市基本構想の見直しの諮問に、賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第1号 農業経営基盤の強化の促進に関する始良市基本構想の見直しについての諮問については、承認することに決定いたしました。 担当職員の方、ご苦労様でした。 担当課 (担当職員退席)
	————— 議案第2号 —————
議 長	次に、日程第4 議案第2号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 1番から7番までについて、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第2号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、3ページ目でございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。 公告日は10月29日、契約の始期は11月1日をそれぞれ予定しております。

議 長 委 員	契約年数につきましては、2年間が1件、5年間が5件、10年間が1件で、合計7件となっております。面積につきましては、合計13,443㎡となっております。 農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の4ページから5ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。 以上、第2号議案の説明を終わります。 それでは、1番から7番までについて、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。 [質問、意見なし]
議 長 委 員	それでは、お諮りいたします。 議案第2号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から7番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第2号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1番から7番までについては、原案のとおり決定いたしました。
議案第3号	
議 長 委 員 議 長 事務局	次に、日程第5 議案第3号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についてを議題に供します。 1番についてですが、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 1番の関係者、9番農業委員の退席をお願いします。 (9番農業委員退席) それでは、1番について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第3号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についてご説明いたします。 総会資料は、6ページを開いてください。今月の件数につきましては、1件でございます。 それでは、1番についてご説明します。 譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 船津在住の売買による所有権移

議 長	転です。申請地の所在は、船津字上水流〇〇番〇 畑、1筆の面積が112㎡です。対価につきましては、総額67,200円、10aあたりに換算しますと、600,000円で決定しました。 以上、1番について説明を終わります。
委 員	ただいまの説明の1番に関連して、15番農業委員にあっせん経過報告をお願いします。 はい。15番農業委員です。あっせんの報告をいたします。 船津字上水流〇〇番〇 畑、1筆の面積が112㎡について、10月6日午前10時より、蒲生庁舎本館2階2－3会議室において、譲渡希望者〇〇さん、譲受希望者〇〇さん、あっせん担当委員として、わたくしと、12番推進委員及び事務局職員の立会いの下、あっせんを行いました。 結果につきましては、総額67,200円、10aあたりにすると600,000円で、無事成立しました。なお、今後の手続きとしましては、嘱託登記により、事務局で所有権の移転登記を行う予定となっています。 以上、農地のあっせん報告を終わります。
議 長	ただいまの説明について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑、意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第3号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第3号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての1番については、原案のとおり決定いたしました。 9番農業委員は着席してください。
委 員	（9番農業委員着席）
————— 議案第4号 —————	
議 長	次に、日程第6 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から3番までについて説明をお願いします。

事務局	1番と2番についてですが、譲受人が同じ方ですので、一括して説明していただきます。 まずは、1番と2番について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第4号 農地法3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。総会資料は、7ページでございます。今月の申請件数は、3件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから2ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1番と2番についてご説明申し上げます。 1番の譲受人 船津在住の〇〇。譲渡人 北山在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在ですが、北山字小平〇〇番 田、1筆の1, 578㎡となります。 2番の譲受人 1番と同じく船津在住の〇〇。譲渡人 北山在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在ですが、北山字小平〇〇番〇 田、1筆の1, 141㎡となります。 以上で、1番と2番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の1番と2番に関連して、14番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。14番農業委員です。調査報告をいたします。 令和3年10月14日、譲受人宅を訪問して、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、実家のすぐ近くで、後継者として耕作をされております。2番の申請地は、これまでも譲受人が、借りて耕作をされております。1番の申請地は、譲渡人が耕作していないため、荒れた状態ですが、譲受人がやぶ払いを行って、将来的には畑として活用したいという希望をもっておられます。譲受人は、地域の担い手でもあります。機械等は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック1台あり、問題ありません。労働力は、本人と妻、父親もおり問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。 以上、1番と2番の報告を終わります。
議 長	次の、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、3番についてご説明申し上げます。 譲受人 増田在住の〇〇。譲渡人 船津在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、増田字郷屋〇〇番 田、1筆の1, 617㎡となります。 以上で、3番の説明を終わります。

議 長	ただいまの説明の３番に関連して、１２番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。１２番推進委員です。調査報告をいたします。 令和３年１０月２０日、譲受人宅を訪問して、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。今回は、兄弟間の贈与による所有権移転であります。父親から３０年以上前に、譲受人・譲渡人に農地を相続されていますが、主に譲受人が耕作されていたようです。申請地も、よく管理されておりました。機械等は、トラクター１台、田植機１台、防除機１台、軽トラック１台あり、問題ありません。労働力は、妻と子供も手伝うため、問題ありません。 よって、当申請は、農地法第３条第２項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、３番の報告を終わります。
議 長	これより、議案第４号 農地法第３条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から３番までについて一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第４号 農地法第３条の規定による許可申請の処分決定についての１番から３番までについては、農地法第３条 第２項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第４号 農地法第３条の規定による許可申請の処分決定についての１番から３番までについては、原案のとおり決定いたしました。
	————— 議案第５号 —————
議 長	次に、日程第７ 議案第５号、買受適格証明願（農地法第３条の規定による）についてを議題に供します。 １番から３番までについて説明を求めます。 まずは、１番について事務局の説明を求めます。 なお、落札後に農地法第３条許可申請があった場合、当該証明書の交付時と事業内容に変更がない場合は、来月の総会に諮らないで許可して

議 長	者は、2名です。 以上で、2番の説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、15番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。15番農業委員です。報告いたします。 令和3年10月19日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。機械等は、オリーブ栽培のため、草払機2台あれば十分とのことでした。最初の植え付けは、委託するとのことでした。労働力は、息子もおり、問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、買受適格者証明及び、農地法第3条許可相当と思われます。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、3番について事務局の説明を求めます。 それでは、3番についてご説明いたします。申請者は、奄美市在住の〇〇さんです。この後、調査員の報告があると思いますが、加治木町に親の実家の空家があるとのことでした。経営面積は、現在ありませんが、落札決定後は、公売物件が2,005㎡ありますので、下限面積はクリアしております。農業従事者は、3名です。 以上で、3番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。2番推進委員です。報告いたします。 令和3年10月21日、譲受人から聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請者は、現在奄美に居住されておりますが、来年定年となり、始良市に帰ってくるとのことでした。兄弟3人で、農業をするようです。機械等は、トラクター1台、田植機1台、耕運機1台、ハーベスタ1台、軽トラック1台あり、問題ありません。なお、不足する機械等は、弟が県経済連で働いているため、借りるとのことです。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、買受適格者証明及び、農地法第3条許可相当と思われます。 以上で、報告を終わります。
議 長	これより、議案第5号 買受適格証明願（農地法第3条の規定による）についての1番から3番までについて一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	[挙 手]

議 長		17番農業委員。
	委 員	はい。17番農業委員です。 2番についてですが、営農計画はどうなっていますか。
議 長		事務局いかがですか。
	事務局	お答えします。オリーブを栽培されます。植え付けの委託先も決まっております。
議 長		17番農業委員。よろしいですか。
	委 員	わかりました。
議 長		ほかに質疑はありませんか。
	委 員	[質疑・意見なし]
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第5号 買受適格証明願（農地法第3条の規定による）についての1番から3番までについては、買受適格者であるという意見ですが、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第5号 買受適格証明願（農地法第3条の規定による）についての1番から3番までについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。 次に、落札後に農地法第3条申請があった場合、当該証明書の交付時と事業内容に変更がない場合は、来月の総会に諮らないで許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数ですので、落札後に農地法第3条申請があった場合は、来月の総会に諮らないで、許可することに決定いたしました。
		————— 議案第6号 —————
議 長		次に、日程第8 議案第6号、農地転用事業計画変更申請についてを議題に供します。

事務局 議 長 委 員 議 長 委 員 議 長 委 員 議 長	1 番について事務局の説明を求めます。 それでは 議案第 6 号 農地転用事業計画変更申請について、ご説明します。総会資料は、9 ページです。今月の件数につきましては、1 件です。 それでは 1 番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、変更前が平松在住の〇〇、変更後が鹿児島市の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。土地の所在が、平松字湯尻〇〇番〇 田、1 筆の面積が 6 9 7 m²です。当初の転用目的は、土砂等仮置場で、令和 2 年 7 月 6 日に 4 条許可がなされています。変更後の目的は駐車場で、理由としましては、現在の駐車場が手狭になったため、駐車場用地として購入したいとのございます。こちらは、議案第 8 号の 8 番と関連があります。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明の 1 番に関連して、3 番農業委員に、議案第 8 号、農地法第 5 条の規定による処分決定についての 8 番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。3 番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、県警察学校から、西に約 3 7 0 m の位置です。被害防除現況としまして、東が市道、西が田、南が農道、北が宅地です。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、終わります。 これより、議案第 6 号 農地転用事業計画変更申請の 1 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。 「質疑・意見なし」 それでは、お諮りいたします。 議案第 6 号、農地転用事業計画変更申請の 1 番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第 6 号 農地転用事業計画変更申請の 1 番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
---	--

		議案第 7 号 議 長 次に、日程第 9 議案第 7 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1 番から 2 番までについて説明をお願いします。 まずは、1 番について事務局の説明を求めます。 事務局 それでは、議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は 10 ページからでございます。今月の申請件数につきましては、2 件となっております。 それでは、1 番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、加治木町小山田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町小山田字桃木原〇〇番〇 畑、1 筆の面積が 3, 9 2 6 m²です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり は 1 0 h a 未満の区域内の農地であり、農地区分は第 2 種農地と判断されます。転用目的は、山林で、理由といたしましては、栗の木に害虫が発生したため、伐採をして杉・クヌギを植えるとのことでございます。資金につきましては、自己資金で、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、顛末書と被害防除計画書が添付されております。 以上で、1 番の説明を、終わります。 議 長 ただいまの説明に関連して、2 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委 員 はい。2 番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第 2 種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、加治木クレ射撃場から、南東に約 4 7 0 m の位置にございます。被害防除現況として、東が山林、西が保安林、南も保安林、北が山林です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。 議 長 次の、2 番について事務局の説明を求めます。 事務局 それでは、2 番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、蒲生町米丸在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町上久徳字大門口〇〇番 畑、1 筆の面積が 9 4 7 m²です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり は 1 0 h a 未満の区域内の農地であり、農地区分は第 2 種農地と判断されます。転用目的は、太陽光発電所で、理由といたしましては、年間を通して日当たりが良く太陽光発電所に適しているとのことでございます。資金につきましては、転用
--	--	---

議 長	済みのため不要で、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、始末書と被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番（転用許可地）と一体利用で、全事業面積が、1, 8 4 7 m²となっております。 以上で、2 番の説明を、終わります。 ただいまの説明に関連して、6 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。6 番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、宮脇公民館から、北東に約170mの位置でございます。被害防除現況として、東が里道、西が宅地、南が畑、北が一体利用地です。申請実現の確実性は、既に太陽光発電が建築してあるので、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議 長	これより、議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から2番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番までについて、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番までについては、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
議 長	————— 議案第8号 ————— 次に、日程第10 議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から15番までについて説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、11ページから14ページでございます。今月の申請件数につきましては、15件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 加治木町反土在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町木田字西塩入〇〇番〇 田、1筆の面積が352㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 73.56㎡で、理由につきましては、自己住宅を建築したいとのごことでございます。こちらは、自己資金と融資で対応し、土地改良区からの意見書が添付されております。また、被害防除計画書も添付されております。 以上で、1番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。2番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、加音ホールから、南西に約60mの位置にございます。被害防除現況として、東が原野、西も原野、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明と融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 加治木町木田在住の〇〇。譲渡人 同じく加治木町木田在住の〇〇です。土地の所在は、加治木町木田字操穴〇〇番〇 田の一部、942㎡の内249㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 52.99㎡で、理由としましては、自己住宅を建築して、生活の安定を図りたいとのごことでございます。こちらは、融資で対応し、土地改良区からの意見書が添付されております。また、被害防除計画書も添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説

議 長 委 員	明をお願いします。 はい。2番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、楠園公民館から、北西に約210mの位置です。被害防除現況としまして、東が田と畑、西が宅地、南が田、北が宅地と畑です。申請実現の確実性といたしましては、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、3番について事務局の説明を求めます。 それでは、3番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 霧島市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 加治木町木田在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町木田字西塩入〇〇番〇田、1筆の面積が961㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成で、理由としましては、宅地造成（3区画）を行うことで地域の住宅緩和に寄与するとともに、自社の経営安定を図りたいとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書が添付されております。また、被害防除計画書も添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。2番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、加音ホールから、南西に約40mの位置です。被害防除の現況は、東が田、西が雑種地、南が市道、北が転用許可地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にございません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、4番について事務局の説明を求めます。 それでは、4番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 東餅田在住の〇〇他1名。譲渡人 長野県松本市在住の〇〇他4名です。土地の所在が、平松字原口原〇〇番〇畑の一部、字原口

議 長	原〇〇番〇 畑、2筆の合計面積が297㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟123㎡で、理由としましては、借家住まいで手狭になったため、一般住宅を建築したとのことでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、議案第8号の5番と一体利用で、全事業面積が448㎡となっております。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、5番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。5番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、原方公民館から、南東に約80mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が転用申請地、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、5番について事務局の説明を求めます。 それでは、5番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 東餅田在住の〇〇他1名。譲渡人 長野県松本市在住の〇〇他3名です。土地の所在は、平松字原口原〇〇番〇 畑の一部、339㎡の内151㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、通路で、理由としましては、隣接地に一般住宅を建築するため、進入路として利用したいということでございます。資金については、融資で、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付がされております。こちらにつきましては、議案第8号の4番と一体利用で、全事業面積が448㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、5番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。5番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、原方公民館から、南東に約80mの位置にございます。被害防除ですが、

議 長	東が転用申請地、西が宅地、南が市道、北が畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議 長	ここで、しばらく休憩いたします。 (休 憩)
議 長	休憩まえに引き続き、会議を再開いたします。 次の、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、6番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 西始良在住の〇〇。譲渡人 神奈川県相模原市在住の〇〇です。土地の所在が、平松字永迫〇〇番〇 畑、1筆の面積が367㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場で、理由としましては、来客用駐車場に利用したいということでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇（雑種地）92㎡と一体利用で、全事業面積が459㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、3番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。3番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、始良インターから、南に約90mの位置です。被害防除現況としましては、東が農機具倉庫、西が宅地と一体利用地、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、7番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 下名在住の〇〇です。土地の所在が、下名字星ヶ山〇〇番〇 田、1筆の面

議 長	積が547㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、太陽光発電所で、理由としましては、事業拡大を目的に、太陽光発電所を設置するためとのございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となります。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、7番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。7番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ですが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、星ヶ山公民館から、北西に約40mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が水路、西が市道と畑、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、表面排水処理が必要であるとなっております。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、8番について事務局の説明を求めます。 それでは、8番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 平松在住の〇〇です。土地の所在が、平松字湯尻〇〇番〇 田、1筆の面積が697㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場で、理由としましては、現在の駐車場が手狭になったため、駐車場用地として購入したいということのございます。資金のほうは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書も添付されております。こちらは、議案第6号の1番と関連があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	本案件につきましては、議案第6号の1番で、3番農業委員から報告済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。 次の、9番について事務局の説明を求めます。 それでは、9番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 蒲生町白男在住の〇〇他2名です。土地の所在が、蒲生町久末字後迫〇〇番

議 長	田、字後迫〇〇番〇 田、字後迫〇〇番〇 田、3筆の合計面積が1,767㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、食肉卸販売所で、理由のほうにつきましては、本社を始良市に移転することにより、販売エリアを広げ県内一円の搬送を計画しているとのことでございます。資金につきましては、自己資金で、改良区のほうは、区域外のため不要となります。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。6番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、共和コンクリート蒲生工場から、北西に約350mの位置です。被害防除現況ですが、東が用水路、西が原野、南が市道、北が雑種地です。申請実現の確実性は、自己資金証明があり、確実であります。条件及び特記事項は、のり面処理と表面排水図面を提出することとなっております。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、10番について事務局の説明を求めます。 それでは、10番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 加治木町木田在住の〇〇他1名。譲渡人 東餅田在住の〇〇です。土地の所在は、東餅田字上大門口〇〇番〇 田、1筆の面積が248㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 92.40㎡で、理由につきましては、現在借家住まいのため、自宅を建築し永住する目的とのことでございます。こちらは、融資で対応し、土地改良区からの意見書が添付されております。また、被害防除計画書も添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、5番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。5番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、八日町公民館から、南西に約30mの位置です。被害防除現況ですが、東が

議 長	宅地、西も宅地、南も宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
事務局	次の、１１番について事務局の説明を求めます。 それでは、１１番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 霧島市の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。譲渡人 西餅田在住の〇〇です。土地の所在は、西餅田字大橋〇〇番〇 畑、１筆の面積が６９２㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第３種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成で、理由につきましては、申請地は住宅地域に位置し、宅地として好条件であるため、宅地造成（３区画）をする目的とのございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となります。また、被害防除計画書も添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、１１番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。１１番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、桜島インターから、南西に約１５０ｍの位置です。被害防除現況ですが、東が宅地、西が農道、南が市道、北が水路です。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、１２番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、１２番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 西餅田の有限会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 中津野在住の〇〇です。土地の所在が、中津野字五反田〇〇番〇 田、１筆の面積が３５１㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり１０ｈａ未満の区域内の農地であり、農地区分は第２種農地と判断されます。転用目的は、看板揭示場・資材置場で、理由につきましては、事業継続のため、看板揭示板と資材置場を建築したいとのございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書が添付されております。また、始末書と被害防除

議 長	計画書も添付されております。 以上で、説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、6番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。6番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、増田公民館から、南に約40mの位置です。被害防除現況ですが、東が宅地、西も宅地、南が県道、北が宅地です。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、13番について事務局の説明を求めます。 それでは、13番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市在住の〇〇。譲渡人 福岡県京都郡苅田町在住の〇〇です。土地の所在が、平松字池田〇〇番〇 田、字池田〇〇番 田、2筆の合計面積が788㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅・貸資材置場で、理由につきましては、申請地に自宅を建築し、残地は貸資材置場として利用したいということでございます。資金については、融資で、土地改良区からの意見書が添付されております。また、被害防除計画書も添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、3番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。3番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、県警察学校から、南西に約60mの位置です。被害防除現況は、東が農道、西が宅地、南が田、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、14番について事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、14番につきまして、ご説明いたします。 借人 鹿児島市在住の〇〇。貸人 平松在住の〇〇です。土地の所在が、西餅田字野屋敷〇〇番〇 畑の一部、790㎡の内330㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 108.06㎡で、理由につきましては、借家で手狭になったため、申請地を借りて自己住宅を建築するということでございます。資金については、融資で、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。11番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、エミール幼稚園隣接地です。被害防除現況は、東が宅地、西が畑、南も畑、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、15番について事務局の説明を求めます。 それでは、15番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 東京都港区在住の〇〇です。土地の所在が、蒲生町下久徳字三池原〇〇番〇 畑、1筆の面積が546㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、建売住宅で、理由につきましては、事業継続のため、建売分譲（5棟）する目的ということでございます。資金については、自己資金で、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇（宅地）977㎡と一体利用で、全事業面積が1,523㎡となっております。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、6番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員 議 長	はい。6番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、県立蒲生高校から、北に約100mの位置です。被害防除現況は、東が一体利用地、西が宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上で、報告を終わります。 調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から15番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員 議 長	[質疑・意見なし] それでは、お諮りいたします。 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から15番までについて、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員 議 長	[賛成多数] 賛成多数により、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から15番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
議 長 事務局	議案第9号 次に、日程第11 議案第9号、農地の利用目的変更願についてを議題に供します。 1番から2番までについて説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第9号 農地の利用目的変更願について、ご説明いたします。総会資料は、15ページです。今月の申請につきましては、2件となっております。参考資料につきましては、71ページから76ページになりますので、審議の参考としてください。 それでは、1番を説明いたします。申請人は東餅田在住の〇〇、所有者は東京都大田区在住の故〇〇でございます。土地の所在は、東餅田字大小路〇〇番〇 田、1筆の面積が254㎡です。申請地につきまして

議 長	は、第3種農地です。変更後の使用目的は、畑で、理由としましては、永年畑として利用しているためとのことでございます。また、被害防除計画の添付があります。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明の1番に関連して、5番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。5番農業委員です。報告いたします。 農地区分は、第3種農地です。申請地の位置ですが、県自動車学校から、北西に約100mの位置です。周囲の現況ですが、東が宅地、西が畑、南が雑種地、北が宅地です。申請実現の確実性は、既に畑として利用されているため、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、現地調査員としては、承認意見です。 以上で、報告を終わります。
議 長	次に、2番について事務局の説明を求めます。 それでは、2番につきまして、ご説明いたします。申請人は大阪府堺市在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、蒲生町白男字鼻崎〇〇番〇 田、1筆の354㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりには10ha以上の農地であり、農地区分は第1種農地と判断されます。変更後の使用目的は、畑で、理由としましては、現在大阪に居住しており、母が自家用野菜類や花等を栽培しているためとのことでございます。なお、被害防除計画の添付があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の2番に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。6番推進委員です。報告いたします。 農地区分は、第1種農地です。申請地の位置ですが、岩戸公民館から、南東に約10mの位置です。周囲の現況ですが、東が里道、西が田、南が県道、北が里道です。申請実現の確実性は、現状も家庭菜園として利用されており、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、現地調査員としては、承認意見です。 以上で、報告を終わります。
議 長	それでは、議案第9号 農地の利用目的変更願についての、1番から2番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。

	委 員	[質疑・意見なし]
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第 9 号 農地の利用目的変更願についての、1 番から 2 番までについて、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第 9 号 農地の利用目的変更願についての、1 番から 2 番までについて、原案のとおり承認することに決定いたしました。
		————— 議案第 1 0 号 —————
議 長		次に、日程第 1 2 議案第 1 0 号、非農地証明願についてを議題に供します。 1 番から 2 番までについて説明をお願いします。 まずは、1 番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第 1 0 号 非農地証明願について、ご説明いたします。総会資料は、1 6 ページです。今月の申請につきましては、2 件となっております。 それでは、1 番につきまして、ご説明いたします。申請人は栃木県宇都宮市在住の〇〇他 3 名、所有者も同一でございます。土地の所在は、加治木町木田字東三本松〇〇番〇 畑、1 筆の面積が 1 9 6 ㎡です。申請地につきましては、第 3 種農地です。現況は宅地で、昭和 3 3 年頃より倉庫が建っているためとのことです。 以上で、説明を終わります。
議 長		ただいまの説明の 1 番に関連して、7 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	はい。7 番農業委員です。報告いたします。 農地区分は、第 3 種農地です。申請地の位置ですが、豊町公民館から、北西に約 3 0 m の位置です。現況といたしまして、申請のとおり建物が建っており、昭和 3 3 年頃から建物が建っているとのことです。周囲の現況が、東が宅地、西も宅地、南も宅地、北が市道ということで、非農地として認定するやむを得ない理由といたしまして、現況どおり宅地となっており、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、現地調査員としては、承認意見です。 以上で、報告を終わります。

議 長	事務局	次に、2番について事務局の説明を求めます。 それでは、2番につきまして、ご説明いたします。申請人は西宮島町在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、東餅田字加祢ヶ原〇〇番〇 田、1筆の面積が148㎡です。申請地につきましては、第3種農地です。現況は宅地で、昭和49年に許可を受けて、昭和53年12月に住宅を建築したが、地目変更が未了であったためとのことです。 以上で、説明を終わります。
議 長	委 員	ただいまの説明の2番に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。11番推進委員です。報告いたします。 農地区分は、第3種農地です。申請地の位置ですが、始良公民館から、東に約100mの位置です。現況といたしまして、申請のとおり建物が建っており、昭和55年に建設され、以後居住しているということです。周囲の現況が、東が市道、西も市道、南が雑種地、北が宅地ということで、非農地として認定するやむを得ない理由といたしまして、宅地となつて、20年以上経っているので、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、現地調査員としては、承認意見です。 以上で、報告を終わります。
議 長	委 員	それでは、議案第10号 非農地証明願についての1番から2番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。 [質疑・意見なし]
議 長	委 員	それでは、お諮りいたします。 議案第10号 非農地証明願についての1番から2番までについて、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第10号 非農地証明願についての1番から2番までについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長		————— 議案第11号 —————
議 長		次に、日程第13 議案第11号、農地あっせん申出(売渡・貸付 希

事務局	望)についてを議題に供します。 1 番から 2 番までについて、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 11 号 農地あっせん申出(売渡・貸付 希望)について、ご説明いたします。総会資料は、17 ページです。今月の申請につきましては、売渡 1 件、貸付 1 件となっております。参考資料につきましては、82 ページから 83 ページになりますので、審議の参考としてください。 それでは、1 番を説明いたします。 内容につきましては、売渡です。申請者は蒲生町白男在住の〇〇、土地の所在が、蒲生町白男字小丸〇〇番 田、1 筆の面積が 2,823 m² です。希望譲渡価格は、農業委員会に一任とのことです。 以上で、1 番の説明を終わります。 それでは、2 番を説明いたします。 内容につきましては、貸付です。申請者は、蒲生町上久徳在住の〇〇、土地の所在が、蒲生町上久徳字八子前〇〇番 田、1 筆の面積が 1,119 m² です。希望貸付期間は、10 年で、希望小作料は無償ですが、雑草管理をしていただきたいとのことでした。 以上で、2 番の説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりました。議案第 11 号 農地あっせん申出(売渡・貸付 希望)の 1 番から 2 番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 11 号 農地あっせん申出(売渡・貸付 希望)の 1 番から 2 番までについて、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第 11 号 農地あっせん申出(売渡・貸付 希望)の 1 番から 2 番までについては、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案 11 号のあっせん申出に係る地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います 自薦他薦いずれでもよろしいです。
委 員	「意見なし」

議 長		いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第 1 1 号 農地あっせん申出(売渡・貸付 希望)についての、 1 番については、1 0 番農業委員、1 8 番農業委員、 5 番推進委員に、 2 番については、1 3 番農業委員に、 それぞれ、お願いしたいと思います。
	委 員	「はい」
議 長		それでは、担当になられた委員の方々は、よろしく願いいたします。 ————— 議案第 1 2 号 —————
議 長		次に、日程第 1 4 議案第 1 2 号、農地あっせん申出(借受 希望)についてを議題に供します。 1 番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第 1 2 号 農地あっせん申出(借受 希望)について、ご説明いたします。総会資料は、1 8 ページです。今月の申請につきましては、借受 1 件となっております。参考資料につきましては、8 4 ページから 8 5 ページになりますので、審議の参考としてください。 それでは、1 番を説明いたします。 内容につきましては、借受です。申請者は船津在住の〇〇、希望地目は、田と畑です。希望面積が、1 5, 0 0 0 m²です。希望借受地区が、船津、三船、永瀬、三拾町、寺師、中津野、蒲生の下久徳地区です。希望小作料は、農業委員会に一任となっております。申請者は、新規就農の研修中であります。来年の 3 月に終了とのことです。作物については、露地野菜、イチゴ、綿花を希望されております。 以上で、1 番の説明を終わります。
議 長		事務局の説明が終わりました。議案第 1 2 号 農地あっせん申出(借受 希望)の 1 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	[挙 手]
議 長		9 番農業委員。
	委 員	はい。9 番農業委員です。

議 長 委 員	申請者は、有機農業を研修中で、週3日私の所で研修しております。加治木の〇〇さんの所でも研修されております。いっぺんに全てを借りるのは大変ですので、少しずつでも協力をお願いします。年齢は、37歳で、奥さんと子供2人おります。 ほかに質疑はありませんか。 [挙 手]
議 長 委 員	12番推進委員。 はい。12番推進委員です。 教えてください。有機農業をされたいとのことですが、こういう場合まわりの農地にも制限とかあるのですか。
議 長 委 員	9番農業委員。よろしくお願いします。 はい。9番農業委員です。 できれば、農薬を使わない農地がよいのですが、緩衝地が1mと決まっております。あまり、きびしい制限はありません。
議 長 委 員	12番推進委員。よろしいですか。 わかりました。
議 長 委 員	ほかに質疑はありませんか。 「質疑・意見なし」
議 長 委 員	それでは、お諮りいたします。 議案第12号 農地あっせん申出(借受 希望)の1番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数]
議 長 委 員	賛成多数により、議案第12号 農地あっせん申出(借受 希望)の1番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案12号のあっせん申出に係る地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います 自薦他薦いずれでもよろしいです。 「意見なし」

議 長	いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第 1 2 号 農地あっせん申出(借受 希望)についての、 1 番については、9 番農業委員、1 0 番推進委員、 1 2 番推進委員に、 お願いしたいと思います。
委 員	「はい」
議 長	それでは、担当になられた委員の方は、よろしく願いいたします。
————— 議案第 1 3 号 —————	
議 長	次に、日程第 1 5 議案第 1 3 号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	はい。それでは、議案第 1 3 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。 本案件につきましては、議案第 2 号の、農用地利用集積計画（貸借）と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構ですので、別議案として、上程いたしております。 それでは、総会資料の 1 9 ページを、お開きください。まず、今回の始期を令和 3 年 1 1 月 1 日として設定する募集期分について審議していただきます。まず、利用権を設定する再配分予定者の氏名、または、名称につきましては、2 0 ページの各筆明細に記載してありますので、ご確認をお願いします。利用権設定を受ける者の氏名または名称については、公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長 満 蘭 秀 彦 です。本案件は、利用権設定開始日令和 3 年 1 1 月 1 日として、本市で配分計画案を作成。次に機構が配分計画を策定し、県に認可申請を行い、当該申請に基づいて県が配分計画を認可した後に、本市農業委員会の決定を受け、市が公告することで効力が発生します。総会資料の 2 1 ページの借換区分別集計表をご覧ください。今回、中間管理機構を借主として、利用権の設定をしようとする者は、新規で 1 2 件、A to A 1 件の全体で 1 3 件。面積は、1 3, 4 3 7 ㎡です。設定する権利別は、全て賃貸借となっております。期間別は、1 0 年が 8 件、1 6 年 9 カ月が 5 件となっております。 今回の設定地域は、大字別で、上名地区、寺師地区、住吉地区、蒲生町白男地区、蒲生町米丸地区の 5 地区となっております。 以上で、説明を終わります。ご審議の方よろしく願います。

議 長	それでは、利用権設定開始日 令和3年11月1日 各筆1番から13番までについて、一括して質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第13号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年11月1日 各筆1番から13番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第13号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年11月1日 各筆1番から13番までについて、原案のとおり決定いたしました。
————— 農地あっせんの経過報告 —————	
議 長	次に日程第16、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。
事務局	それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。 2ページの17番の買受希望の〇〇さんですが、今月の議案第2号の1番と2番の利用権設定と、議案第3号の利用権での所有権移転で取得されました。残りが12筆の764㎡となります。 6ページの76番の借受希望の〇〇さんですが、今月事務局に来庁され、現在西餅田に居住しながら、いちき串木野市に於いて、洋ランハウス8棟で栽培中とのことですが、遠距離でもあるため、始良市内でハウス4棟に縮小して経営したいとのことでした。 2ページに戻りまして、14番の売渡希望の〇〇さんですが、2ページ18番の買受希望の〇〇さんと、10月6日に農地あっせん会議を開催しております。後ほど15番農業委員にしていきたいと思います。以上で報告を終わります。
議 長	委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。
委 員	[挙 手]
議 長	15番農業委員。

委員	はい。１５番農業委員です。あっせんの報告をいたします。 三拾町字御供田〇〇番 田、字御供備田〇〇番 田、字御供田〇〇番 田、３筆の合計面積が５，９３２㎡について、１０月６日午前１１時より、蒲生庁舎本館２階２－３会議室において、譲渡希望者〇〇さん、譲受希望者〇〇さん、あっせん担当委員として、わたくしと、９番農業委員、１２番推進委員及び事務局職員の立会いの下、あっせんを行いました。 結果につきましては、価格により不成立となりました。 以上、農地のあっせん報告を終わります。
議長	ほかに、何かありませんか。
委員	[質問・意見なし]
議長	ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。
————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————	
議長	次に日程第１７、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約の報告をいたします。１０月は３１件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約１０月分を、後ほどご確認ください。 以上で、報告を終わります。
議長	ただ今の事務局説明について、質疑のある方はございますか。
委員	「質問・意見なし」
議長	ないようですので、それでは、この案件は報告ですので これで終わります。
————— その他 —————	
議長	次に日程第１８、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
委員	[挙 手]

議 長	10番農業委員。
委 員	はい。10番農業委員です。 農業者年金・農業新聞購読加入推進グループから、農業新聞の加入推進状況について、ご報告いたします。 今年度の購読推進件数は、現在のところ合計で14件です。農業委員については2部、推進委員については1部の購読推進をお願いしているところですが、申込書の提出をいただいたのは委員31名中8名で、申込書の提出をいただいていない方が23名です。11月25日の午後2時までに、事務局に提出された分が今年度の実績となります。普及推進が未達成の方については、購入購読をよろしくお願いします。農協に口座がない方も、申し込みできます。協力をお願いします。
議 長	委員の方の協力をお願いします。 ほかに、何かありませんか。
委 員	[発言なし]
議 長	ないようですので、以上で、本日の議案の審議並びに、報告事項は全て終了しました。 事務局から何かありますか。
事務局	○ 人・農地プランについて
議 長	ほかにありませんか。 それでは、以上をもちまして、令和3年度 第7回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。 [閉会]
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。

議事録署名委員

署名委員

署名委員
